

Title	ラートブルッフ『法のプレビエ』
Sub Title	Gustav Radbruch : Kleines Rechts-Brevier
Author	ラートブルッフ研究会(Rätoburuffu kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.4 (1955. 4) ,p.65- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19550415-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Gustav Radbruch :

Kleines Rechts-Brevier

Spruchbuch für Anselm, 1954, nach
dem Tode des Verfassers herausgegeben
von Fritz von Hippel, Vandenhoeck &
Ruprecht in Göttingen.

ラートブルッフ 『法のブレヴィエ』

リスト門下の刑法學者として、西語ドイツ學派を代表する法哲學者として、更にワイマール共和國時代の司法大臣として、幾多の業績を残されたラートブルッフ教授が亡くなられて以來、五年の歲月は流れた。その間、或は「法哲學入門」が、或は「法哲學(第四版)」が、或は「犯罪の歴史」・「刑法草案」等が故教授の友人、或はまた弟子の手によつて、次々と出版された。本書は、昨年(一九五四年)秋、法哲學者フリッツ・フォン・ヒッペル教授によつて出版されたものである。本書のオリジナルについては、我々はすでに、「法哲學」第四版の中のエリック・ヴォルフ教授の手になる序文(六四頁)において、その存在を知つていた。

本書の副題にあるアンゼラムという名前は、故教授のひとり息子で、在學中學徒兵として従軍し、二四歳の若さでスターリンググラードの土となつたその人の名前である。すでにこのことから明かなように、本書の成立の動機は、美しい父子の愛によつて支えられている。ヒッペル教授も、この経緯を、本書の序文において、次のように述べておられる。ラートブルッフ教授は、父親として、かつ教師として、この期待をかけた法律學徒に、彼の天職のための一種の祈禱書を手渡したいと考えた。それは受取る人の背篋を餘計にふくらませないために、簡素なものでなければならなかつたが、また天職にひたりきるのを助けるに足りるだけ、靈的・精神的には重いものであらねばならなかつた(六頁)と。

本書は、このようにして編まれた法律學關係の小さな名句集である。「法のブレヴィエ」という表題は、編輯者のつけたものであつて、編輯者は、この表題をもつて、故教授自身により選ばれ今では記念となつた個人的な副題を補充し、同時にあらゆる人に對してこの名句集のもちようべき意義及びより深い使命を明かにするに適している、と考えたのである(六頁)。このほか、編輯者は、本文中、外國語の引用文にはドイツ語譯を加え、故教授のノートやカードから引用句の追加補充をも試みるなど、原型への二三の變更を加えている。追加補充せられた引用句は全一五一句中約四〇句で、※印または※※印をつけてその旨が明示されている。※印は故教授が既に自ら採用を決定しながら未配置におわつていたもの、※※印は編輯者において故教授の臺本とされた克明なノートから任意に採用したものである。更に、編輯者は、全句の三分の一以上について、ラートブルッフ

フ教授自身の他の著書のそれぞれの引用句に關連のある箇所を附録で指示し、著者によつて編輯者に間接的に残された指示——この名句集の根本的な構想——にしたがつて引用句の配置を行い、目次を作つて問題の内容を示し、各名句の筆者の目録を作成して附録に加える、等の努力をしている（七一〇頁）。

本書の構成は、ラートブルッフ教授、更にF・V・ヒッベル教授の序文に續いて、本文四五頁、附録(I)註六頁、附録(II)本書中の引用句についてのラートブルッフ教授による他處での論究について（アルファベット索引）四頁、附録(III)引用句筆者名目録二頁、となつてゐる。

本文については、目次は、「ギリシャ時代とローマ時代」・「生成せる法と案出された法」・「法律の價值と反價值」・「法と恣意」・「法と力」・「法と勝利」・「法とその對象」・「法の起源と成立」・「權利のための闘争について」・「法と平和」・「正義」・「法と秩序」・「法と恩恵」・「法と人間性」・「法の矛盾について」・「法・自由・平等」・「法と安定性」・「法の『目的』について」・「法と心」・「法律家の仕事について」・「裁判官の尊嚴と責務」・「法と詩人」・「法及び法學についての懷疑」・「眞理發見の道」・「法學と立法の方法について」・「舊約聖書と新約聖書」の二六項目に分かれてゐる。

引用句の筆者についてみるに、その數は九〇餘人、ゲーテを深く研究された故教授のことを考へるとき、ゲーテの引用が一一箇所と云ふのもうなすげよう。次いで、シラーとキケロがそれぞれ五箇所、サヴィニー、ピンディング、ブラックストーン、デルンブル

ク、キルヒマン、クナツプ、セルデン、ウイントシャイト等、文學者では、スタンダール、バイロン、フローベール、アナトール・フランス、ゴールズウアージー、イブセン、ゴットフリート・ケラー、シェークスピア、シュトルム、トルストイ等が引かれ、またカント、ベーコン、パスカル、セネカ、アリストテレス、ブルクハルト、ライブニッツ、マルクス、モンテーニュ、モンテスキュー、ニーチエ、ヴォルテール、ジェファーツン、リンカン、ルーター、マコーレイ、シュバイツァー等の名前も見える。

以上の外形的な觀察をもつてしても、本書が、法律科學生は勿論のこと、およそ法に關心をもつすべての者にとつて、座右の書としてまさに「祈禱書」とするにふさわしいものであることが明かである。

更に、本書の特色は、ここに含まれた諸句の内容を、全體を通して見るとき、十全に表れる。ラートブルッフ教授自身、序文において、本書の性質を明かにしておられる。それによると、「ここに結合された諸句は、決して計畫的に集められたのではない。むしろそれは、漸次集まり、多くは幾十年の間の試験を経て採用されることになつたのである。ただそれを總括してみると、意識せる意圖が容易に認めうる。勿論その多様性の中の統一は、體系の統一ではなく、むしろこの蒐集を企圖した者の本質及び限界である。従つて、これら各句の背後に著者の説得が存するとは、決して言われるべきではない——というより、それは屢々お互に鋭く對立している。しかしまさにこの故に、著者はおそらく總體における引用句には一致することが出来るように思う。というのは、すでに第一の著述以來、人

間は世界の全き豊満、多穠、及び豊饒を矛盾の思考形式によつてのみ汲み盡しうる、というのが、著者の信念であつたから」（五頁）。

次に所収の名句のいくつかを擧げて、本書の内容を瞥見しよう。

「罰すべき場合にも保護すべき場合にも、人を人として見なければならぬ。ゲート・62（引用文番號）」「愛が眼をあけている正義の女神はどこにしよう。ニーチエ・66」「知識と良心が法律家を作る。99」

「これまでに或る思索を最後まで何の矛盾にもぶつからずに考へ通したことがあつたか。イブセン・71」。「鬭争のうちには汝は汝の權利を見出さねばならない。イエーリング・38」。「静まれ、此の世の些事は争うに値しないのであるから。39」。「私は、無秩序に耐えるよりむしろ不正を蒙る方を好む。ゲート・54」。「義と平和とたがい接吻せり。詩篇八五章一節42」。「遠い以前に、詩篇の作者が我々に、正義と平和は接吻す、と知らしめた。此の世で合一させることの困難な二つのもの、良き法と愛すべき平和。この書物においてもまた中道は存しない——眞の正しく厳しき矛盾、解決は決斷に委ねられた。決斷することへの勇氣——これのみが人生。筆者不詳・43」

「世界は崩れるとも正義は行われよ。フェルジナント一世の格言・50」。「青年時代には正義は人生が我々に與えうる最小のものだと考へる。老年になつてそれこそが最高のものであることを經驗する。マリー・フォン・エーブナー・エッセン・パッハ・47」。「法の極みは不法の極み。キケロ・15」。「法律は業病のように傳つてゆく。それらは世代から世代へとずるずると傳承され、場所から場所へとろのろと移動する。そのあいだに道理は非理に、恩恵は災厄になる。子孫に生まれて飛んだ禍！ 生まれながらの權利なんぞは遺憾

ながら問題にもなつていない。ゲート・16」。「この山々が取り圍んでいる眞理とは如何なる眞理であろうか——彼方に住まう人々にとつてすでに虚偽であるとは。モンテーニュ・127」。「學問は偶然的なものをその對象にしていると自分自身偶然に墮してゆく。立法者の三語の訂正があれば藏書が全部反古となる。キルヒマン・131」。「私は改めて考え方の相違は人間の差異に基づくものであり、それ故にこそ完全に同一の形の確信は不可能であることを悟つた。我々は、自分がどちらの側に立つているかを知るならば、それだけで十分にである。そのとき我々は自己に對して平靜であり、他に對して公正である。ゲート・135」。

以上の例によつても知られるように、本書には、諸矛盾を通しての統一が見られる。ヒッペル教授も、編輯に當つて感じておられるように、ここでは、「幾世紀を通じて絶えず新たな緊張の中におかれてきた法の全體が、いろとりどりの譬のコーラスの形で讀者にまみえる。それらは、お互に屢々抗争さえもし、その限りですでに讀者に單なる覺え込み若くは享受という意味での單純な受け容れを許さず、却つて讀者から賛否を深く沈思考量され、自己の内面的及び外面的な行路の紆餘曲折にしたがつて吟味されることを必要とする。」（六・七頁）。

そこには矛盾が存する。編輯者と共に問うならば讀者は、「このように『Wider? Spruch』の上に立つている Spruchbuch の内容に對して、如何なる立場をとるべきか。こうして與えられた迷路から、如何にして再び脱出すべきか。ラートブルッフ教授は讀者を意識的に先ずこのデイレンマに深く落ち込ませて、これによつて讀者

を精神的危急——それは祈ることのみでなく、考えることをも教える——に引き渡す。『我々が瞑想するとき、絶えず繰返し、世界は粉々に碎ける。内から靜かに、絶えず繰返し、美しい橋を我々は架ける』と、ラートブルッフ教授は、自身、一九三二年のその『法哲學』の劈頭に、リヒャルト・デーメルを引いて、全體としての世界に對してまづすぐ且つ誠實に立場を決定しようとする思索者の精神的分裂の試練を示した。自己の立場決定のためのこの力を、ラートブルッフ教授は、あらゆる年代のそしてあらゆる生い立ちの讀者に期待している。(一〇頁)。

しかし本書は、同時に、一つの統一體を形成している。ヒッペル教授の美しい表現を借りるならば、この弛やかに結合された名句集は、「法の基本的な諸問題を次々と取りあげ、その一つ一つを變化する照明の光にあててあちらへ向けてみせたり、こちらへ向けてみせたりして、秘密を明かさせつつ、全體としては、含蓄深く糸に通されたひとつの思考の全體という眞珠の繻を形づくっている。」(九頁)。

ここに、本書の特質、ひいては著者たるラートブルッフ教授の姿がみられる。再びヒッペル教授の説くところによれば、ラートブルッフ教授は、「窮極の眞理を思索しながら、しかもその『テオドル・フォンターネ』のように、意識的に『懷疑と信仰との間』の精神的浮動状態にただずみ、また、自己の法哲學上の立場を斷乎として主張しながら、しかも『相對主義』によつて自己の立場の窮極の認識に強いられて、それと正反對の立場にさえもその根本的な相對的資格づけを認める」(一三頁)のである。

實に、本書のごときは、ラートブルッフ教授の深い學識と豊かな

人格とを待つて、はじめて出現することができた座右寶であり、教授あつてはじめて息する有機體たりえた小冊子だと言わなければならぬ。人あつて、いま、これを眞似て、氣のきいた名句名言を蒐集しようとも、群小著述家の名句集は、形はこれに似て、實は「いろは」がるたの類におわること必定である。教授のプレビエには教授自身の相對主義の化體がみられる。そして、進んで、このプレビエには、教授自身の自然法への模索のさまざま認められる。本書は恐らくは、教授自身にとつてもまさしく祈禱書であつたものである。ナチスの猛威下にあつて、非理が道理を排していた眞只中に書かれ、また最愛の子息への贈物として書かれた本書のうちには、感情的にも、教授の切な祈りが籠められずにはいなかつた筈である。小冊子の最後の引用句は、曰く、「されど我らは神の約束によりて義の住むところの新しき天と新しき地とを待つ。ペテロ後の書三章一三節・150」「幸なるかな、義に飢渴者。その人は飽くことを得ん。マタイ傳五章六節・151」。かくて、小冊子『法のプレビエ』は求道者ラートブルッフ教授の生きた人間像にはかならない。

私達ラートブルッフ研究會員一同は、圖らずも、先頃、ラートブルッフ夫人から、ひとりびとりに本書の惠興をうけた。この望外の御好意には、心から遙かな國よりの感謝を捧げなければならぬ。

(ラートブルッフ研究會)